

計 画 書

阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画汚物処理場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更する。

| 番号 | 名称 | 位置 | 面積 | 備考 |
|----|------------------|---------|--------|----------|
| 1 | 尼崎市立クリーンセンター第1工場 | 大高洲町8番地 | 約2.5ha | し尿19kL/日 |

*ごみ焼却場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有する尼崎市清掃工場(ごみ焼却場)は令和7年度に耐用年数を迎えるほか、クリーンセンター第2工場(ごみ焼却場)、資源リサイクルセンター(ごみ処理場)、尼崎市清掃工場(汚物処理場)についても老朽化が進んでおり、施設の更新が必要となっている。

このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変更前後対照表

【汚物処理場】

| | 番号 | 名称 | 位置 | 面積 | 備考 |
|-----|----|-------------------------|---------|---------------|-----------------|
| 変更前 | 1 | 尼崎市清掃工場 | 大高洲町8番地 | 約2.3ha | し尿200kL/日 |
| 変更後 | 1 | <u>尼崎市立クリーンセンター第1工場</u> | 大高洲町8番地 | <u>約2.5ha</u> | <u>し尿19kL/日</u> |

計画図

